

## 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランに関する取扱い

### 1. 趣旨

指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。）第13条第18号の2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、当該ケアプランを市町村へ届け出ることとされている。

また、届出のあった当該ケアプランについては、市町村が地域ケア会議等における多職種による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すこととされていることから、当該取扱いに関して定めるもの。

### 2. 厚生労働大臣が定める訪問介護（届出の対象となる訪問介護の種類）

生活援助が中心である指定訪問介護（生活援助中心型サービス）

ただし、身体介護に引き続き生活援助が中心となるものは対象外とする。

### 3. 厚生労働大臣が定める回数

要介護状態区分に応じてそれぞれ1月あたり次に掲げる回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

### 4. 提出方法

#### (1) 提出物

- ア 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランに関する届出書
- イ 基本情報
- ウ アセスメント表
- エ 居宅サービス計画書(1)「第1表」
- オ 居宅サービス計画書(2)「第2表」
- カ 週間サービス計画表「第3表」
- キ サービス担当者会議の要点「第4表」

#### (2) 届出期日

当該月において作成または変更（軽微な変更を除く）したケアプラン（当該月において利用者の同意を得て交付をしたケアプラン）のうち、3に記載する回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月末日までに岩沼市へ届け出ること。

#### (3) 施行期日

平成30年10月1日以降に作成または変更したケアプランについて届出を行うこと。

### 5. 地域ケア会議等における検証

届出のあったケアプランについては、岩沼市において検証を行い、必要に応じた提案や助言などを通じて、ケアプランの内容の是正を促すこととする。

また、必要に応じて、下記により岩沼市が開催する自立支援型地域ケア会議（以下「会議」という。）において多職種による検証を行い、必要に応じた提案や助言などを通じて、ケアプランの内容の是正を促すこととする。なお、会議においてケアプランの検証を行う場合は、原則として、ケアプランの届出を行った介護支援専門員は、所属する指定居宅介護支援事業所の管理者と共に会議に出席するものとする。

(1) 開催日時及び場所

実施年度ごとに別途定めるものとする。

(2) 検証時期

原則として、ケアプランの届出があった月の翌月の会議で検証するものとする。